

大阪府計画のあり方検討に係る論点について（案）

検討内容 1 環境保全の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像

（説明）

- あり方答申では、今後の目指すべき将来像を、「庭」「畑」「道」に例えられる瀬戸内海の多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を実現していくこととされ、『豊かな瀬戸内海』のイメージを、水質と景観の観点からの「美しい海」、生物多様性と生物生産性の観点からの「多様な生物が生息できる海」、特徴ある地域資源を活かして地域が活性化している観点からの「賑わいのある海」として示された。
また、海域によって、求められる「庭」「畑」「道」の価値の重要性の割合が異なることに留意し、海域を分けし、価値ごとに重点的に高めるといったゾーニングの考え方も重要と指摘された。特に、大阪湾については、湾奥では汚濁負荷が多く、夏の貧酸素水塊の発生が問題になっており、湾南部や西部では冬にノリの色落ち被害が発生するなど、同一の湾内でも海域によって生じている問題が異なっている。さらに過去の大規模な埋立により、海水の流動状況が変化したことから、特に湾奥においては地形的な要因が水質に対して大きな影響を与えている。こうしたことから、湾・灘よりもさらに細かいスケールでの地域特性や季節性を考慮した検討が必要と指摘された。
- 基本計画では、計画の目標として、豊かな生態系サービス（海の恵み）を、国民全体が将来にわたって継続して享受し、かつ、生物が健全に生息・生育している状態に保っていくため、美しい景観・憩い・多様な生物の生息・生育の場としての「庭」、漁業生産の場としての「畑」、物流や人流・物質の供給路としての「道」に例えられる多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すものとされている。
- 大阪湾においては、湾東部から北部にかけての沿岸は港湾や工業用地として利用され、湾南部から西部にかけての沿岸には自然海岸や藻場が存在するなど、地域によって利用状況が異なっており、水質についても、あり方答申や資料3で示されるように、海域によって状況が異なっている。

（論点）

- 1 大阪湾の地域特性や季節性を考慮し、海域をどのように分けして考えることが適当か。
 - 2 各海域における価値の重要性の割合をどのように考えることが適当か。
- ↓
- 3 上記を踏まえ、大阪湾全体及び各海域で目指すべき将来像はどのようなものか。

検討内容2 将来像の実現に向けた環境保全・再生の基本的な考え方

(説明)

○ あり方答申では、環境保全・再生の基本的な考え方として次のとおり示されている。

(きめ細やかな水質管理)

環境基準の達成・維持を図りつつ、生物多様性・生物生産性を確保するための栄養塩濃度レベルの設定と適切な維持及び円滑な物質循環を確保するための水質管理を図ることが必要である。その際には、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じてきめ細やかに対応することが重要である。

(底質環境の改善)

湾奥等の海域について、負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小する取組と組み合わせ、底質環境の改善を推進することが必要である。さらに、窪地となっている箇所対策が必要である。

(沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出)

藻場、干潟、砂浜、塩性湿地の保全・再生・創出について、更なる推進が必要である。その際には、自然の回復力や、移植等による遺伝的な攪乱に留意することが重要である。特に赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、干潟や砂浜等の浅海域の再生・創出が必要である。

(自然景観及び文化的景観の保全)

瀬戸内海独自の美しい自然と人の生活・生業や賑わいが調和した景観を保全し将来に継承するための取組や新たな景観づくりを更に推進することが必要である。その際には、住みやすさと賑わいと両立などに留意することも重要である。

(地域における里海づくり(共通的事項))

里海づくりの手法の導入は非常に有効であり、幅広い主体があるべき姿を共有し、必要に応じて人の手を加えるなど、適切に管理することが重要である。その際には、森・里・川・海のつながりを重視することが重要である。

(科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入(共通的事項))

ある程度の蓋然性が見えた段階で、データの蓄積と並行しながら、人為的に管理し得る範囲において対策を実施し、その後、モニタリングによる検証と対策の変更を加えていく順応的管理の考え方に基づく取組を推進することが必要である。

(論点)

4 大阪湾の将来像の実現に向け、きめ細やかな水質管理や底質環境の改善、沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出をどのように組み合わせて進めていくことが適当か。

5 自然景観及び文化的景観の保全についてどのように進めていくことが適当か。

検討内容3 将来像の実現に向けた施策のあり方

(説明)

- 基本計画では、施策推進に当たっての目標として、「沿岸域の環境の保全・再生・創出」、「水質の保全及び管理」、「自然景観及び文化的景観の保全」、「水産資源の持続的な利用の確保」を定めている。

目標達成のための基本的施策として位置づけられている施策には次のようなものがある。

(沿岸域の環境の保全・再生・創出)

- ・藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全に加えて再生・創出を進める。
- ・貧酸素水塊の発生頻度が高い海域など、底質改善対策や窪地対策が必要な海域において浚渫や覆砂、海底耕耘、深掘り跡の埋め戻しを行う。
- ・護岸等の整備や補修・更新時には、環境への配慮を検討する。

(水質の保全及び管理)

- ・水質総量削減制度等に基づき、各種排水対策等を計画的かつ総合的に講ずる。
- ・湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進する。
- ・浚渫等の底質環境の改善対策を水質保全対策と組み合わせるなどにより、水質及び底質環境の改善を図る。
- ・海水浴場等の自然とのふれあいの場における水質を良好な状態で保全する。

(自然景観及び文化的景観の保全)

- ・自然公園や緑地等を保全する。
- ・漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。
- ・エコツーリズムを推進する。その際には、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるようにする。
- ・人工海浜の造成等により、海と人がふれあえる場を創出する。

(水産資源の持続的な利用の確保)

- ・生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理を行う。
- ・水産資源の管理措置について、広く一般の理解を深め、遊漁者にも一定の役割を果たしてもらえるようにする。

- あり方の審議における「基本的考え方に基づく取組を推進するための方策」の検討に係る論点として、次のような論点が設定されている。

論点6 取組を推進させる方策として、必要な事項は何か。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ・ 1) 目標項目や目標年次の設定 | 5) 調査研究・技術開発の推進 |
| ・ 2) 瀬戸内海の実環境保全の推進体制の充実 | 6) 情報提供・広報の充実 |
| ・ 3) 地域の参加・協働の促進 | 7) 世界の閉鎖性海域との連携 |
| ・ 4) 環境教育・環境学習の充実 | |

(論点)

6 基本的な考え方及び基本計画に位置づけられた基本的施策を踏まえ、大阪府の区域において実施すべき施策にはどのようなものがあるか。

7 取組を推進するための方策として、どのような事項に留意することが必要か。

検討内容4 施策の進捗状況の点検のあり方

(説明)

○ 基本計画では、計画の期間を10年とし、施策の進捗状況について点検を行うこととされ、以下のとおり、点検指標のリストが示されている。また、府県計画における点検指標については、地域の実情に応じて、リストから選択するほか府県独自の指標を追加して点検を行うこととされている。

【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標】

- ・藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等面積
- ・渡り鳥飛来数
- ・里海の取組箇所数
- ・自然再生推進法に基づく取組箇所数
- ・自然海浜保全地区指定数
- ・海水浴場の数
- ・海水浴場の利用者数
- ・水浴場の水質判定基準の達成状況
- ・底生生物の出現種数・個体数
- ・海砂利採取量
- ・生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定自治体数

【主に水質の保全及び管理に関する指標】

- ・水質汚濁に係る環境基準達成状況
- ・汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）・窒素・磷）
- ・汚水処理人口普及率
- ・下水道高度処理実施率
- ・漁場改善計画策定漁協の養殖生産量シェア
- ・漁場改善計画数
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律への対応状況
- ・エコファーマー認定件数
- ・化学物質排出移動量届出制度（PRTR）に基づく公共用水域への届出排出量
- ・水浴場の水質判定基準の達成状況
- ・環境技術実証事業実施件数

【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】

- ・国立公園利用者数
- ・国立公園面積
- ・景観法に基づく景観計画の策定自治体数
- ・森林面積

- ・森林整備（造林）実施面積
- ・保安林指定面積
- ・林地開発許可処分件数
- ・都市公園面積
- ・都市計画法に基づく風致地区指定面積
- ・都市緑地法に基づく特別緑地保全地区指定面積
- ・重要伝統的建造物群保存地区選定件数
- ・史跡、名勝、天然記念物等の国指定件数
- ・重要文化的景観選定件数
- ・海岸漂着物回収量
- ・エコツーリズム推進アドバイザー派遣回数
- ・エコツーリズム地域活性化支援交付金の活用団体数

【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】

- ・漁業生産量
- ・クロロフィル a
- ・保護水面指定数

また、瀬戸内海環境保全特別措置法第4条に基づく瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画においては、地域の実情に応じて、上記及び下記の指標から選択するほか府県独自の指標を追加して点検を行うものとする。

府県計画において選択・追加することが想定される指標

【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標】

- ・藻場・干潟等の保全・再生・創出箇所数・面積
- ・海岸生物の出現種数・個体数
- ・潮干狩場の数
- ・底質環境改善箇所数

【主に水質の保全及び管理に関する指標】

- ・合流式下水道改善率

【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】

- ・魚つき保安林指定面積
- ・景観形成地区等指定件数
- ・史跡、名勝、天然記念物等の府県指定件数
- ・文化的景観の府県選定件数
- ・沿岸地域の海関連伝統行事数
- ・海底ごみ回収量
- ・環境保全活動のイベント数
- ・環境保全活動参加者数
- ・臨海部における親水空間（散策道、海浜公園等）の数
- ・釣り公園等の釣り場の数

【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】

- ・ 漁場整備事業（魚礁設置等）実施箇所数
- ・ 水産動植物採捕禁止区域等設定数

○ あり方答申では、指標の設定について、わかりやすい指標を用いることや可能な限り定量化を図ることなどが指摘されている。

（論点）

8 施策の進捗状況を点検するにあたり、大阪湾の状況を的確に反映し、府民にとって分かりやすく、可能な限り定量的であることを考慮して、どのような指標を用いることが適当か。